

(3) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

国自技第55号

平成13年6月29日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長

「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」（平成13年国土交通省令第94号）が公布され、速度計、前照灯洗浄器、駐車灯、側方灯、乗用自動車の外装及び二輪自動車の後写鏡について、「車両等の型式認定相互承認協定（略称）」に基づく認定規則と整合化し、相互承認の対象装置として平成13年6月30日から追加すること等に伴い、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領及び「エア・スポイラの構造基準について（依命通達）」（昭和58年10月1日自車第896号）別添エア・スポイラの構造基準を、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、平成13年6月30日以降はこれにより検査を実施したい。

なお、改正後の自動車検査業務等実施要領3-5-8については、平成13年10月1日から実施することとし、また、平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」（昭和58年10月1日自車第899号）別添13外装の技術基準の適用を受けないものについては、改正後のエア・spoイラの構造基準の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。さらに、この通達の制定に伴い、「自動車の車体外形及び形状について」（昭和40年10月2日自車第596号）、「道路運送車両の保安基準第46条第3項に規定する自発光塗料について」（昭和28年12月18日自車第527号）及び「ディジタル式速度計の表示について」（昭和58年10月1日自車第901号）は、廃止する。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）
の一部を改正する通達案新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正平成13年6月29日付け国自技第55号

改 正 案	現 行
<p>(別添) 自動車検査業務等実施要領</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-5 (検査証等の記載事項等) 3-5-1～3-5-7 (略) 3-5-8 用途欄には、次により記載するものとする。 (1) 用途欄には、乗用自動車等にあっては「乗用」、乗合自動車等にあっては「乗合」、貨物自動車等にあっては「貨物」、特種用途自動車等にあっては「特種」並びに<u>大型特殊自動車</u>にあっては「-」を記載するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあっては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあっては「幼児専用」並びに建設機械にあっては「建設機械」を記載することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章 自動車の検査（技術関係）</p> <p>4-12 (車わく及び車体) 4-12-1 (略) 4-12-2 次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第1項第3号の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされない例とする。 (1)～(4) (略) (5) <u>乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車</u> <u>(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下4-12-3及び4-12-3の1において同じ。)</u>であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの (6) <u>法第75条の2第1項の規定に基づく措置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</u> 4-12-3 <u>自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次の各号に掲げるものは、保安基準第18条</u></p>	<p>(別添) 自動車検査業務等実施要領</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-5 (検査証等の記載事項等) 3-5-1～3-5-7 (略) 3-5-8 用途欄には、次により記載するものとする。 (1) 用途欄には、乗用自動車等にあっては「乗用」、乗合自動車等にあっては「乗合」、貨物自動車等にあっては「貨物」、特種用途自動車等にあっては「特種」並びに<u>大型特殊自動車又は二輪自動車</u>にあっては「-」を記載するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあっては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあっては「幼児専用」並びに建設機械にあっては「建設機械」を記載することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章 自動車の検査（技術関係）</p> <p>4-12 (車わく及び車体) 4-12-1 (略) 4-12-2 次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第1項第3号の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされない例とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>4-12-3 次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第1項第3号の基準に適合しない例とする。</p>

第1項第3号の基準に適合しない例とする。

- (1) (略)
- (2) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車であって、車体等その基部からの突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの（高さ2.0mを超える部分、フロアライン（「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」（昭和58年10月1日自車第899号）別添13外装の技術基準2、3のフロアラインをいい、垂直軸と母線のなす角度が30°である円錐を、自動車の外部表面に、できるだけ低い位置で連続的に接触させたときの自動車の外部表面と円錐との接点の幾何学的軌跡をいう。以下4-12-3において同じ。）より下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであってグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60ショア（A）以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパープレード及びその支持部品、バンパーの外郭線より20mm以内のバンパーの部分、車輪の回転部分、ボデーパネルの折り返し部分であって突起の高さの十分の一以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。）
- (3) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの
- (4) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキヤップ及びホイールキャップであって、ホイールのリムの最外側を越えて突出する鋭利な突起を有するもの
- (5) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの
- (6) 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
- (7) スピンナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するもの
- (8) レバー式のドアハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの（先端が内側に曲げてあるもの、保

- (1) (略)

(2) 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパー（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの

(イ) 車体の凹部に組み込まれているもの

(ロ) 車体とのすき間が20mmを超える、かつ、直徑100mmの球体を車体及びバンパーに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

(3) 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

(4) 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であつて、保安基準第18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被けん引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられるもの

（参考図（略））

(5) 二輪自動車に備えられているフェアリングであつて、鋭い縁又は突起物を有するもの

護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれ
の少ないものを除く。)

(9) 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であつて、保安基準第18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被けん引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの

（参考図（略））

4-12-3の2 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車にあっては、4-12-3（2）から（5）までの規定によらず、次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第1項第3号の基準に適合しない例とする。

(1) 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であつて、次に該当しないもの

(イ) 車体の凹部に組み込まれているもの
(ロ) 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

(2) 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その付近の車体の最外側から突出しているもの

4-12-3の3 二輪自動車に備えられているフェアリングであつて、鋭利な突起を有するものは、保安基準第18条第1項第3号の基準に適合しない例とする。

4-19 (窓ガラス)

4-19-1～4-19-5 (略)

4-19-6 保安基準第29条第4項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第2項及び第3項の後写鏡並びに第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書の自動車の窓ガラスのうち同項の表下欄に掲げる障害物を確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲をいう。

(1)～(4) (略)

4-19 (窓ガラス)

4-19-1～4-19-5 (略)

4-19-6 保安基準第29条第4項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び第3項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書の自動車の窓ガラスのうち同項の表下欄に掲げる障害物を確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲をいう。

(1)～(4) (略)

4-22 (前照灯等)

4-22-1 ~ 4-22-3 (略)

4-22-4 次の各号に掲げる前照灯洗浄器は、保安基準第32条第10項の基準に適合しない例とする。

- (1) すれ違い用前照灯の照明部の表面積の20%又は走行用前照灯の照明部の表面積の10%を超えて、当該照明部を覆うもの
- (2) 歩行者等と接触した際に歩行者等に傷害を与えるおそれのある鋭利な外向きの突起のあるもの

4-22-5 次の各号に掲げる前照灯洗浄器は、保安基準第32条第10項の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている前照灯洗浄器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

- (2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗浄器と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

4-22-6 次の各号に掲げる前照灯洗浄器は、保安基準第32条第11項の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている前照灯洗浄器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

- (2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

4-25の2 (側方灯)

4-25の2-1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第35条の2第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合において照明部の取り扱いは、4-21の3-2の例によるものとする。

- (1) 光源が3ワット以上30ワット以下で照明部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール部等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が、10cm²以上のもの

- (2) (略)

- (3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

4-27の3 (駐車灯)

4-27の3-1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第37条の3第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取り扱いは、4-21の3-2の例によるものとする。

4-22 (前照灯)

4-22-1 ~ 4-22-3 (略)

4-25の2 (側方灯)

4-25の2-1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第35条の2第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合において照明部の取り扱いは、4-21の3-2の例によるものとする。

- (1) 光源が3ワット以上で照明部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール部等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が、10cm²以上のもの

- (2) (略)

4-27の3 (駐車灯)

4-27の3-1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第37条の3第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取り扱いは、4-21の3-2の例によるものとする。

- (1) 光源が3ワット以上30ワット以下で照明部の大きさが、10cm²以上のもの
- (2) (略)
- (3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

4-33 (後写鏡等)

4-33-1 次の各号に掲げる後写鏡（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡を除く。）は、保安基準第44条第2項第4号の「確認できないものの例とする。

- (1) ~ (3) (略)

4-33-2 保安基準第44条第2項第4号の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面において直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲 (略)

4-33-3 (略)

4-33-4 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第44条第3項の基準に適合しない例とする。

ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、(2)から(4)までの規定によらないことができる。

- (1) 鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの
- (2) 鏡面の面積が69cm未満であるもの
- (3) その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が94mm未満であるもの、または鏡面の直径が150mmを超えるもの
- (4) その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

4-33-5 次の各号に掲げる後写鏡は、保安基準第44条第3項の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- (2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

- (1) 光源が3ワット以上で照明部の大きさが10cm²以上のもの
- (2) (略)

4-33 (後写鏡等)

4-33-1 次の各号に掲げる後写鏡は、保安基準第44条第1項の「確認」できないものの例とする。

- (1) ~ (3) (略)

4-33-2 保安基準第44条第1項の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面において直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲 (略)

4-33-3 (略)

4-33-6 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡であって、取付けが不確実なものは、保安基準第44条第4項の基準に適合しない例とする。

4-33-7 次の各号に掲げる後写鏡は、保安基準第44条第4項の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- (2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

4-33-8 保安基準第44条第5項第1号の「当該自動車の前面から0.3メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面において自動車の前面各部及び左外側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

4-33-9 保安基準第44条第5項第2号の「当該自動車の前面から2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面において自動車の前方2m、左側方3mの範囲内に設置された高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第44条第5項第2号の基準に適合する例とする。

4-34 (速度計等)

4-34-1 平成18年12月31日までに製作された自動車にあっては、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の各号に掲げる基準に適合しないものは、保安基準第46条第1項第2号の基準に適合しない例とする。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

4-33-4 保安基準第44条第3項第1号の「当該自動車の前面から0.3メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面において自動車の前面各部及び左外側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

4-33-5 保安基準第44条第3項第2号の「当該自動車の前面から2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面において自動車の前方2m、左側方3mの範囲内に設置された高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第44条第3項第2号の基準に適合する例とする。

4-34 (速度計等)

4-34-1 保安基準第46条第2号の指示の誤差については、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測し、判定するものとする。

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位
キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位
キロメートル毎時）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに
カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測
した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位
キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位
キロメートル毎時）

4-34-1の2 平成19年1月1日以降に製作された自動
車にあっては、4-34-1の規定にかかわらず、自動車
の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車
にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合
図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の各
号に掲げる基準に適合しないものは、保安基準第46条第
1項第2号の基準に適合しない例とする。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに
カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあ
っては、計測した速度が次式に適合するものであるこ
と。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位
キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位
キロメートル毎時）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに
カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測
した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位
キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位
キロメートル毎時）

4-34-2 次の各号に掲げる速度計は、保安基準第46条
第1項第1号の基準に適合しない例とする。

- (1) 速度がキロメートル毎時で表示されないもの
- (2) 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文
字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれに
も該当しないもの（保安基準第56条第1項の自動車で
あって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者を
げん惑させるおそれのあるもの
- (3) デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいす
れかにおいて十分な輝度又はコントラストを有しない

4-34-2 速度計であって、速度がキロメートル毎時で
表示されないものは、保安基準第46条の基準に適合しな
い例とする。

もの

(4) 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

4-34-3 次の各号に掲げる速度計は、保安基準第46条第1項第1号の基準に適合する例とする。

(1) 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

4-41 (最大積載量)

4-41-1～4-41-2 (略)

4-41-3 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車（危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。）にあっては、タンクの容積（タンクの容積が1,000リットル以下にあっては10リットル、タンクの容積が1,000リットルを超え5,000リットル以下にあっては50リットル（末尾50リットル以上100リットル未満の場合は50リットルとする。）及びタンクの容積が5,000リットルを超えるものは100リットル未満は切り捨てる（以下4-41-5及び4-41-8において同じ。）ものとする。）に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値（0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てるものとする。以下4-41-4、4-41-5、4-41-7及び4-41-8において同じ。）として用いるものとする。

なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次の各号の例により当該タンクの容積の近似計算により算出する（以下4-41-4、4-41-5及び4-41-8において同じ。）ものとする。

(タンク容積の近似計算例)

(1) 楕円形のタンク

①胴部分の計算式

$$V = \frac{\pi a b}{4} l$$

②鏡板部分の計算式

$$V = \frac{\pi a b}{4} l - \frac{\pi a t}{2}$$

4-41 (最大積載量)

4-41-1～4-41-2 (略)

4-41-3 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車（危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。）にあっては、タンクの容積（タンクの容積が1,000リットル以下にあっては10リットル、タンクの容積が1,000リットルを超え5,000リットル以下にあっては50リットル（末尾50リットル以上100リットル未満の場合は50リットルとする。）及びタンクの容積が5,000リットルを超えるものは100リットル未満は切り捨てる（以下4-41-5及び4-41-8において同じ。）ものとする。）に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値（0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10kg未満は切り捨てるものとする。以下4-41-4、4-41-5、4-41-7及び4-41-8において同じ。）として用いるものとする。

なお、タンクの容積の計算については、次の各号のいずれかにより算出する（以下4-41-4、4-41-5及び4-41-8において同じ。）ものとする。

(1) 楕円形のタンク

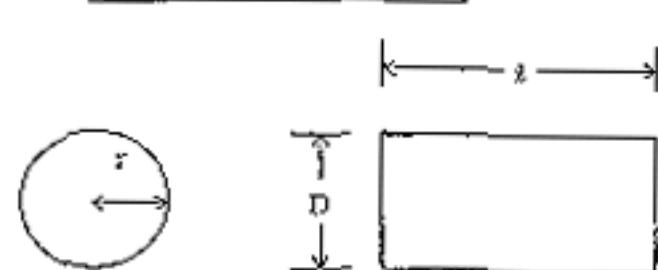
$$\frac{\pi a b}{4} l + \frac{\pi a b}{4} \left(l + \frac{l}{3} \right)$$

口

$$\frac{\pi a b}{4} l - \frac{\pi a t}{2}$$

(2) 円筒形のタンク

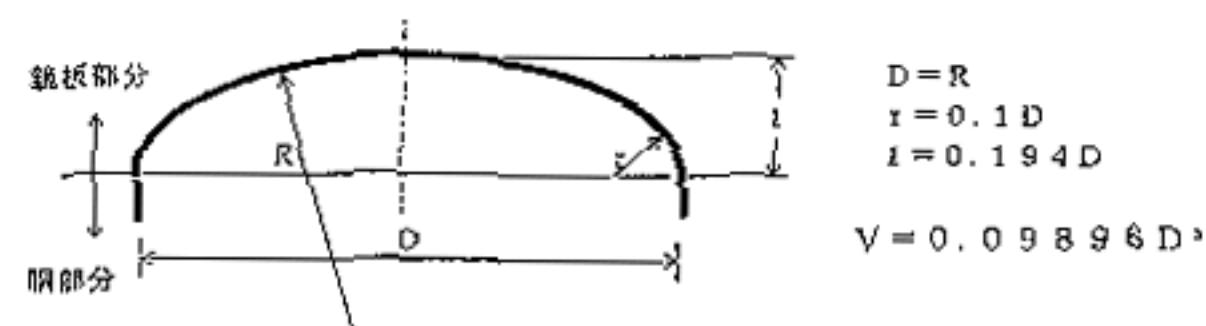
① 脚部分の計算式



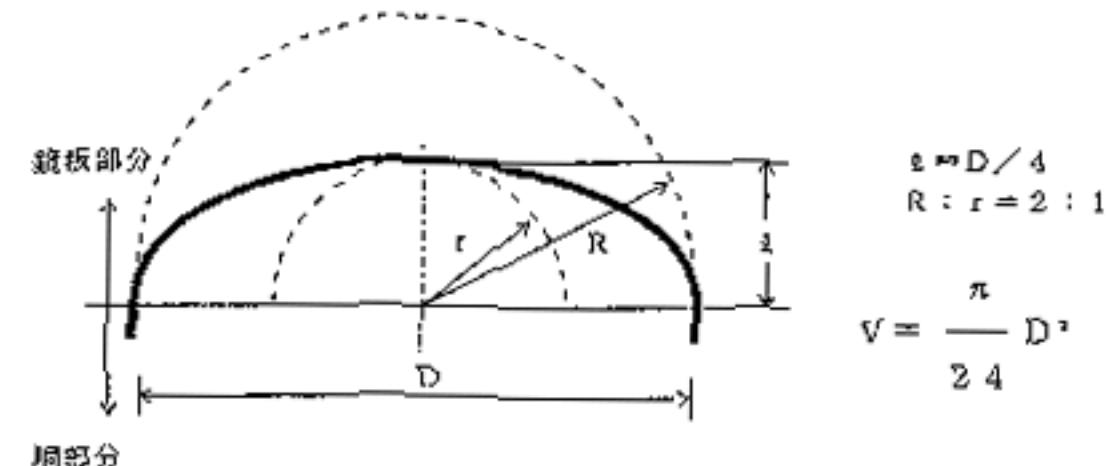
$$V = \pi r^2 z \\ = \frac{\pi}{4} D^2 z$$

② 鏡板部分の計算式

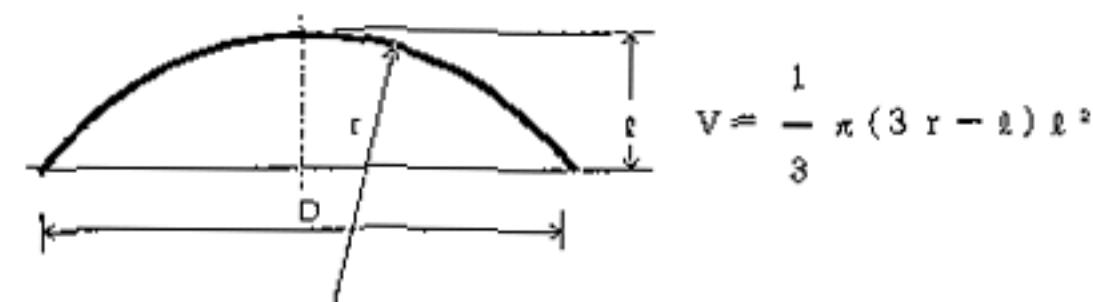
イ 10%皿形鏡板



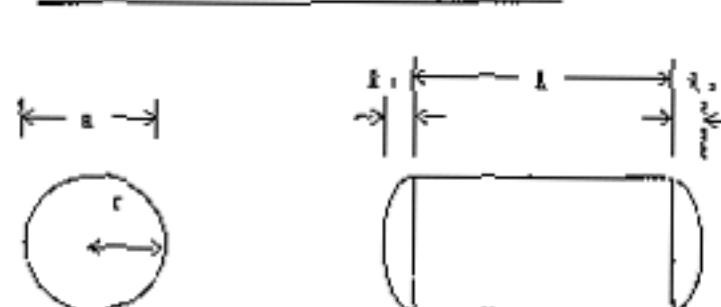
ロ 2 : 1 半楕円体鏡板



ハ 欠球型鏡板



(2) 横置き円筒のタンク



$$\pi r^2 \left(\frac{L_1 + L_2}{3} \right)$$

(比重表 (例示))

表 (略)

(比重表 (例示))

表 (略)

(3) 容易にその容積を計算し難いタンク

当該タンクの容積の近似計算によること。

「エア・spoイラの構造基準について（依命通達）」（昭和58年10月1日自車第896号）
別添「エア・spoイラの構造基準」の一部を改正する通達案新旧対照表

昭和58年10月1日自車第896号
改正平成13年6月29日国自技第55号

改 正 案	現 行
<p>1 適用範囲</p> <p>この構造基準は、<u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車に備えるエア・spoイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）</u>に適用する。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>この構造基準は、<u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車に備えるエア・spoイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）</u>に適用する。</p>

自動車検査業務等実施要領等の改正概要

「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」(平成13年国土交通省令第94号)により、速度計、前照灯洗浄器、駐車灯、側方灯、乗用自動車の外装及び二輪自動車の後写鏡について、「車両等の型式認定相互承認協定(略称)」に基づく認定規則との整合化が図られたこと等に伴い、「自動車検査業務等実施要領について」(昭和58年10月1日自車第880号)、「エア・spoイラの構造基準について」(昭和58年10月1日自車第896号)、「自動車の車体外形及び形状について」(昭和40年10月2日自車第596号)、「道路運送車両の保安基準第46条第3項に規定する自発光塗料について」(昭和28年12月18日自車第527号)及び「デジタル式速度計の表示について」(昭和58年10月1日自車第901号)について、以下の旨の改廃を行なう。

I 「自動車検査業務等実施要領について」の改正概要

<今年度採択する協定規則関係>

1. 乗用自動車の外部突起関係(4-12-2から4-12-3の2まで)

(1) 基準に適合する例として、装置指定又は型式指定を受けたものを規定する(4-12-2)。

(2) 基準に適合しない例として、以下のものを追加する(4-12-3)。

- ・自動車の外形であって、端部の曲率半径が2.5mm未満のもの(突起の高さが5mm未満のもの等他の交通を妨げるおそれのないものを除く。)
- ・自動車の最外側から突出しているアンテナ
- ・ホイールナット、ハブキャップ等であって、ホイールのリムを越えて突出しつつ鋭利な突起を有するもの
- ・スピナーナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するもの
- ・レバー式のドアハンドルで先端が前向きのもの(他の交通を妨げるおそれのないものを除く。)

(3) 乗車定員10人未満の乗用自動車以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員10人未満の乗用自動車については、今回の改正前の規定による旨を規定する(4-12-3の1)。

2. 前照灯洗浄器関係(4-22-4から4-22-6まで)

(1) 基準に適合しない例として、以下のものを規定する(4-22-4)。

- ・すれ違い用前照灯の照明部の表面積の20%、又は走行用前照灯の照明部の表面積の10%を超えて当該照明部を覆うもの
- ・歩行者等と接触した際に歩行者等に傷害を与えるおそれのある鋭利な外向きの突起を有するもの

- (2) 基準に適合する例として、装置指定又は型式指定を受けたものを規定する（4-22-5及び4-22-6）。

3. 側方灯関係（4-25の2）

基準に適合する例として、最大光度要件に対応するべく最大ワット数及び最大面積の追加を行うとともに、装置指定を受けたものを規定する。

4. 駐車灯関係（4-27の3）

基準に適合する例として、最大光度要件に対応するべく最大ワット数及び最大面積の追加を行うとともに、装置指定を受けたものを規定する。

5. 後写鏡関係（4-33-1から4-33-9まで）

- (1) 従前4-33で定めていた後写鏡に係る規定について、四輪自動車に備える後写鏡に係る規定と二輪自動車に備える後写鏡に係る規定とに分離する。
- (2) 二輪自動車に備える後写鏡単体について、基準に適合しない例として、以下のものを規定する（4-33-4）。
- ・鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの
 - ・鏡面の面積が69cm²未満であるもの
 - ・その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が94mm未満であるもの、又は鏡面の直径が150mmを超えるもの
 - ・その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの
- (3) 二輪自動車に備える後写鏡単体について、基準に適合する例として、装置指定又は型式指定を受けたものを規定する（4-33-5）。
- (4) 二輪自動車に備える後写鏡の取付けについて、基準に適合しない例として、取付けが不完全であるものを規定する（4-33-6）。
- (5) 二輪自動車に備える後写鏡の取付けについて、基準に適合する例として、装置指定又は型式指定を受けたものを規定する（4-33-7）。

6. 速度計関係（4-34-1から4-34-3まで）

- (1) 平成18年12月31日までに製作された自動車について、新旧どちらの基準に適合するものでも良いこととする旨規定する（自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあってはその自動車の最高速度）のときに速度計試験機によって計測した自動車の速度が次式に適合しないものは、基準に適合しない例とする旨規定する）（4-34-1）。

・二輪自動車等以外の自動車の場合

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

・二輪自動車等の場合

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

- (2) 平成19年1月1日までに製作された自動車について、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあってはその自動車の最高速度）のときに速度計試験機によって計測した自動車の速度が次式に適合しないものは、基準に適合しない例とする旨規定する（4-34-1の2）。

- ・二輪自動車等以外の自動車の場合

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

- ・二輪自動車等の場合

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

※ 4-34-1及び4-34-1の2において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 キロメートル毎時）

- (3) 基準に適合しない例として、以下に掲げるものを規定する（4-34-2）。

- ・速度がキロメートル毎時で表示されないもの
- ・照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第56条第1項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの
- ・ディジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれかにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの
- ・速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

- (4) 基準に適合する例として、装置指定又は型式指定を受けたものを規定する（4-34-3）。

<その他>

- (1) 3-5-8に規定する自動車検査証等用途欄の記載について、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の一部改正について（平成13年4月6日国自技第49号）に伴い、二輪自動車に係る用途を明確化する（平成13年10月1日から適用）。
- (2) 4-41-3に規定するタンク型自動車の最大積載量算定の際のタンク容積の算出方法について、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成13年総務省令第45号）の施行に伴い、所要の改正を行う。

II. その他関係通達の改正概要

- (1) 「エア・ス poイラ構造基準について」については、今般、協定規則第26号との整合を図った技術基準を制定することに伴い、その適用範囲から、技術基準の適用を受ける専ら乗用の用に供する乗車人員10人未満の自動車を除く。
- (2) 「自動車の車体外形及び形状について」については、今般、協定規則第26号との整合を図った技術基準の制定を行なうとともに、当該通達にて定める要件を自動車検査業務等実施要領に移し替えることに伴い、平成13年6月30日付にて廃止。
- (3) 「道路運送車両の保安基準第46条第3項に規定する自発光塗料について」については、協定

規則第39号との整合を図った技術基準の制定を行なうとともに、当該通達にて定める要件の一部を自動車検査業務等実施要領に移し替えることに伴い、平成13年6月30日付にて廃止。

- (4) 「デジタル式速度計の表示について」については、協定規則第39号との整合を図った技術基準の制定を行なうとともに、当該通達にて定める要件の一部を自動車検査業務等実施要領に移し替えることに伴い、平成13年6月30日付にて廃止。